安中市ファミリー・サポート・センター会則

（趣旨）

第１条　この会則は、安中市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成３１年安中市告示第５６号。）に基づき、本会会員が行う諸手続き及び遵守事項等について定めるものとする。

（名称）

第２条　本会は、安中市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という。）という。

（事務局）

第３条　センターは、安中市より委託を受け、事務局を安中市原市４丁目４番地４号（特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ内）に置く。

２　センターの開所日は、水曜日を除く平日及び土曜日とする。ただし、祝日を除く。

３　センターの開所時間は、平日は午前９時から午後５時まで、土曜日は午前９時から午後３時までとする。

（業務）

第４条　センターは次の業務を行う。

（１）会員の募集、登録その他の会員組織業務

（２）会員相互の育児に関する援助活動の調整に関する業務

（３）会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会の開催

（４）会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

（５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成２５年１２月３日付け２５福保子家第６１７号）第３条第３項に定めるところによるひとり親家庭等に対するセンター利用の支援業務

（６）アドバイザーとサブリーダーが定期的な情報交換を行うための連絡調整会議の開催

（７）関係機関との連絡調整に関すること

２　前項に掲げるもののほか、相互援助活動に必要な業務を行う。

（入会）

第５条　会員として入会しようとする者は、ファミリー・サポート・センター入会申込書によりセンターに申し込まなければならない。

２　センターは、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査した上で、会

員として適当と認めた場合は、会員の登録を行うものとする。

3　センターは、前項の規定による登録を行った会員に対して、相互援助活動開始前までにファミリー・サポート・センター会員証を発行するものとする。

4　提供会員、どっちも会員は、登録時にアドバイザーからのガイダンスを受け、センターの実施する講習や推奨する講習を受けなければならない。ただし、同等の講習としてセンターが認めたものを受講したとき、または提供会員もしくはどっちも会員として登録するのに十分な資格を保有しているとセンターが認めた場合には受講を免除することができる。

5　会員は、センターが実施する講習会等に積極的に参加し、相互援助活動について理解を深めるものとする。

（退会）

第6条　会員は、会員の登録を解除しようとするときは、ファミリー・サポート・センター退会届をセンターに提出し、会員証を返還しなければならない。

（保険）

第7条　会員は、安中市ファミリー・サポート・センターの入る補償保険に一括して加入するものとする。

2　依頼会員がセンターに連絡せずに行った相互援助活動については、補償保険の適用外とする。

（アドバイザー）

第8条　センターの円滑な実施を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2　アドバイザーは第4条に規定する事業の実施に当たるほか次の業務を行う。

（1）会員の総括

（2）サブリーダーの選任及び育成指導

（3）会員同士のトラブルの助言

（4）センターの経理事務等の業務運営

3　アドバイザーは、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブリーダーを選任することにより相互援助の調整を行うことができる。

（サブリーダー）

第9条　サブリーダーは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）グループ会員の総括に関すること。

（2）グループ会員の募集に関すること。

（3）アドバイザーとの連絡調整に関すること。

（4）グループ会員との連絡調整に関すること。
（5）相互援助活動の調整や助言に関すること。
（6）他のグループのサブリーダーとの調整に関すること。
（7）会員交流会の企画実施に関すること。

（援助活動の実施方法）
第 10 条　依頼会員は、育児の援助を必要とする場合には、アドバイザーに援助活動の依頼の申し込みをするものとする。
2　依頼会員から前項の申し込みを受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等を詳細に確認し、登録会員の中から当該援助活動を実施することが出来る提供会員を調整し、当該依頼会員に紹介する。
3　会員は、前項の規定による紹介の後に、援助活動の内容について協議を行い、当該協議の結果により当該援助活動の実施の可否を決定することができるものとする。
4　依頼会員は、提供会員に対し、前項の規定による実施の決定のあった援助活動の内容以外の援助を求めてはならない。
5　提供会員は、援助活動を終了したときは、実施内容を相互に確認した上で、サポート活動報告書兼サポート料金領収書により、依頼会員の承認を受けなければならない。
6　提供会員は、前条に規定する援助活動報告書を翌月 10 日までにセンターに提出するものとする。
7　提供会員は、相互援助活動を実施する前に、センターが発行する安全チェックリストを用いて危険個所の安全性を確認し、事故発生防止に最大限留意するものとする。
8　会員は、相互援助活動開始前に、事故や自然災害発生時の留意事項について確認する。

（報酬等）
第 11 条　依頼会員は援助活動終了後、別に定める基準に従い、提供会員に対し報酬を支払うものとする。
2　依頼会員は送迎に係る交通費について、次の各号に掲げるとおり提供会員に支払うものとする。
（1）公共交通機関およびタクシーを利用した場合　実費
（2）自家用自動車による送迎をした場合　30 分 150 円、1 時間 300 円

（会員の遵守事項等）
第 12 条　会員は、相互援助活動により知り得た他の会員に関する家庭の事情等を、他人に漏らしてはならない。会員の登録を解除した後も同様とする。
2　会員は、前項の規定により秘密保持に関する誓約書をセンターに提出するものとする。
3　会員は、センターを政治、宗教、営利の目的に利用してはならない。

（会員の取り消し）

第 13 条　センターは、会員が会則に違反した場合、あるいは会員としての適格性を欠くとセンターが認める場合は、当該会員を退会させることができるものとする。

（事故への対処）

第 14 条　会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

2　相互援助活動に起因する事故による損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

（損害の賠償）

第 15 条　会員は、故意もしくは重大な過失又は不正な行為により、センター及び市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第 16 条　この会則に定めるもののほか事業の実施に関し必要な情報は、センターが別に定める。

附則

この会則は、平成３１年４月１日から施行する。

この会則は、令和２年４月１日から施行する。

この会則は、令和８年４月１日から施行する。